

午前10時30分開会

○彦坂書記 私は当企画総務委員会担当書記の彦坂です。よろしくお願いいたします。
（「お願いします」と呼ぶ者あり）改選後初めての委員会ですので、千代田区議会委員会
条例第7条第2項の規定により、はやお恭一委員に臨時委員長をお願いいたします。

○はやお臨時委員長 委員会条例第7条第2項の規定により、私が臨時委員長の職務を行
います。

ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

これより委員長選挙を行います。

お諮りします。委員長選挙については指名推選の方法により行い、私から指名したいと
思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお臨時委員長 はい。異議なしと認め、岩佐りょう子委員を委員長に指名いたしま
す。ただいまの指名に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお臨時委員長 はい。異議なしと認め、よって、岩佐りょう子委員が委員長に当選
されました。

ただいま委員長に当選されました岩佐委員から、就任のご挨拶をお願いいたします。

○岩佐委員長 ただいま委員長を拝命いたしました岩佐です。どうぞよろしくお願いいたします。
座らせて諮らせていただきます。

これより副委員長選挙を行います。

お諮りいたします。副委員長の選挙につきましては、指名推選の方法により行い、私か
ら指名をいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。異議なしと認め、はやお恭一委員を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名に異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 異議なしと認めます。よって、はやお恭一委員が副委員長に当選されまし
た。

ただいま副委員長に当選されましたはやお委員から、就任のご挨拶をお願いいたします。

○はやお副委員長 はい。ただいま副委員長を拝命させていただきましたはやお恭一です。
よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

取りあえず、休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開します。

欠席届が出ています。総合窓口課長、神保町出張所長が出張公務のため、和泉橋出張所
長が家族看護のため、選挙管理委員会事務局長が健診のため欠席です。

ただいま配付した名簿（案）をご確認ください。丸印がついている理事者が常時出席理
事者です。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、「（案）」を取りまして、名簿とさせていただきます。

次に、お配りしました本日の日程をご確認ください。委員会の申し送り事項について、地域振興部の報告事項が5件、政策経営部の報告事項が8件の順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。次の日程へ行きます。

前委員会からの申し送り事項についてです。お目通しを頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

続けて、日程3、報告事項に入ります。地域振興部（1）物価高騰対策区民の暮らし支援事業について、理事者からの説明を求めます。

○清水コミュニティ政策担当課長 それでは、物価高騰対策区民の暮らし支援事業につきまして、地域振興部資料1に基づき説明をいたします。本事業は、本年第1回定例会におきまして、令和6年度補正予算としてご審議いただき、ご議決賜った案件でございます。その際に頂戴したご意見も、ご指摘も踏まえて調整を進めてまいりました。本日は最新の進捗状況と今後の流れについて、説明、ご報告をいたします。

それでは、資料をご覧ください。項番1、事業の目的でございます。物価高騰により区民の生活にかかる負担が増していることから、これを包括的に支援いたします。手法としては、迅速な配付を実現できるプリペイド型ギフトカードを採用しております。

次に、項番2、対象者です。基準日である令和7年3月17日現在において、区の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。また、住民基本台帳への記録はないものの、DV等の被害を受けて区へ避難されている方も対象となります。

次に、項番3、交付額および交付方法です。交付額は区民1人あたり5,000円です。信販会社が発行するプリペイド型ギフトカードを、令和7年3月17日現在の住民基本台帳に記録されている住所宛てに、ゆうパックにて配付いたします。7月末から配付を開始し、8月にかけて段階的に配達する予定でございます。給付のご辞退や一時的な住所変更等に伴う送付先の変更手続については、区のポータルサイトまたは今後開設するコールセンターにて対応いたします。

なお、ギフトカードのデザインについてですが、予算特別委員会でのご審議やその後の検討状況を踏まえまして、千代田区オリジナルデザインで発行する予定でございます。

次に、項番4、周知方法です。ここに記載はございませんが、6月に入り次第、本事業に関するプレスリリースを行います。その後、広報千代田6月20日号にて全戸周知を行い、区公式ホームページや公式SNSで発信をいたします。併せて各町会や区商店街連合会への説明もさせていただきます。一方、このカードが最も利用されるであろう場所として、スーパーですとかコンビニチェーン、こういったところが想定されますので、それぞれの企業の本部に対して事業の説明を行う予定でございます。また、区内の主要スーパーに対しましては直接説明をさせていただくなど、また、周知ポスターを作成して掲載のご協力を依頼するなど、対応を図ってまいります。

今回お送りするカードでございますが、クレジットカードと同様に使えるものではありませんが、手法として、カードをスライドして使用する形式でございますので、これは店舗側でも適切な対応が必要になりますため、事業者への事前周知というものを重点的に図ってまいりたいと考えております。

おめぐりいただきまして、項番5です。特殊詐欺防止に向けた対策、これもしっかりと行ってまいります。

項番6で、アンケートの実施です。今回、区民一斉に配付するという本事業の特性を捉えまして、参加任意形式のアンケートを実施して、事業評価を行います。具体的な購入品目ですとか、カード形式というこの手法に関する感想などを伺うことで、今回の手法が妥当であったかどうかの検証を行いたいというふうに考えております。また、今回の配付対象者には、単身者など、ふだん行政とのつながりが少ない方も多く含まれると思われるため、地域コミュニティとの関わり方ですとか考え方など、こういったところもお伺いをしたいと考えております。回答率向上の観点から、例えば500円相当のeギフトカードなど、抽選で景品を進呈したいと、こういうことも考えております。

次に、項番7、経費の概算でございます。概算として4億2,200万円程度を想定しております、内訳は、交付額に該当するものが3億4,750万円、加えて事務費として約7,500万円でございます。補正予算計上当初は事務費を約1億4,000万円と見込んでおりましたが、今般、入札により事業者を決定したところ、金額がこのとおり圧縮されたものでございます。

最後に、項番8、今後のスケジュールです。先ほど申し上げた手順で周知を図ってまいります。その後、未着の方への対応なども行いながら、年度末、令和8年3月31日をもって事業全体は終了となります。

長くなり恐縮ですが、説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

委員からの質疑を受けます。

○秋谷委員 とっても区民のためになるのではないかなと私は思っておるところでございますが、このことに関しては、予算のときに、カード交付にした理由、現金でなくカードにした理由であったり、基準日であったり、あとは課税対象になったりとか、あと生活保護とかが問題になったと思うんですけども、その点の整理はしっかりされてからの執行となっておるのでしょうか。一応確認させてください。

○清水コミュニティ政策担当課長 この事業につきましては、ご指摘のとおり、3月10日、予算特別委員会にて様々なご指摘を頂きました。今、秋谷委員からご指摘いただいた中で、それも含めて様々整理をして、ここまで進めてきた認識でございます。

例えばカードの交付、なぜカードかというところにつきましては、今回は試みとして、申請不要で、区民の皆様にご申請書を書いて出していただいて、審査を待ってと、そういう手順ではなく、もうダイレクトにお届けできると。その利便性、優位性というものを考えてのカード交付という手法を選択したものでございます。使い道としては、もちろん現金がベストである。これは間違いなことかと思うんですけども、ただ、一定のほんの僅かながら使用に制約はあるものの、区民の皆様からすれば、特段何もすることなくお受け取りいただいて、すぐにお使いいただけると。そのメリットを捉えて、今回はカード

という手法を選択させていただきました。

次に、基準日の考え方でございますが、これも委員会で様々ご指摘を頂きました。令和6年度補正予算事業ということで、3月中の基準日いずれかを設定するというご報告したところでございますが、やはり予算の裏づけを頂いた上で我々執行機関としてはこの業務を進めていくことができるということで、それはご議決を賜った3月17日、この日がまさに議会としてのご審議を頂き、執行機関としても動き出しができる日付で、この事業を迅速に進めていくという考え方の中で、3月17日を基準日とさせていただいたものでございます。

生活保護に関する収入認定につきましては、東京都を通じて確認をしたところ、今回は一時的な給付であり額も低額であるということから、収入認定には含まないということで確認が取れているところでございます。

○秋谷委員 課税対象は大丈夫。

○清水コミュニティ政策担当課長 失礼いたしました。課税対象につきましては、そのとき一時所得ということでご答弁をさせていただきましたけれども、そのとおりでございます。給付された方々はそれぞれ一時所得と認定されますので、課税対象かどうかというご質問に関しましては、課税対象でございます。ただ、これ、一時所得というカテゴリーが、もうご案内かもしれませんが、年間お一人50万円までは非課税の枠の中に入ります。50万円を超えない限りは確定申告不要ということでございますので、そういった意味では、実際本当に課税になる方という方は、さほどは発生しないという認識でございます。

○秋谷委員 ぜひしっかり進めていただいて、決算のときも特に何か言われることなくやっていただけたらと思います。期待しておりますので、頑張ってください。

○岩佐委員長 ほかに質疑はありますか。

○米田委員 先ほど秋谷委員のほうからあったんですけど、一時所得で50万と。これ、対象者は少ないとはいえ、千代田区の場合は一定程度いらっしゃると思うんです。その方にしっかり通知しないといけないと思っているんですよね。これ、確定申告のときにひどい目に遭うときもありますから、その辺の通知に関してはどのように周知されるのか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいまのご指摘、米田委員のおっしゃるとおりでございます。やはり一定の方、そういった50万円のレベルに達する方もいないとも限りません。この事業は、お送りするときに、封筒の中に様々ご利用のご案内ですとか、そういったものを分かりやすい形で作る予定ではございますので、やはりこの課税のところですね、一時所得でありますと、こういう50万円以上に該当する可能性がある場合には税務上のお手続が必要になる可能性がありますと、ご留意いただきたいということのご案内を含めてまいりたいと思います。

○米田委員 書いていただけるということで、助かります。ただ、見落とす可能性もあるんで、太字なりなんなり、分かりやすい方法でさらに工夫していただきたいなと思います。で、オーケーですか。

あと、カードということで、お店によってはこれ、カードを使えないパターンもあります。毎回これ、言っているんですけど、そういった店舗に対しては、IT補助金とかものづくり補助金で、そういうレジとか、そういうカード、買えるシステムになっています。

ほぼ持ち出しゼロです。そういったこともしっかり周知していただきたいんですけど、いかがですか。

○清水コミュニティ政策担当課長 クレジット決済の端末に対応していない店舗、事業所はまだ一定数ございます。米田委員のご指摘のとおり、例えば東京都の制度などで、そういった機器を導入する場合には自己負担なく使えると、そういったものもございます。今回、区民の皆様にお送りする周知文は、利用者視点ということにはなろうかと思えますけれども、併せて事業者、店舗等からそういった案内があった場合には、例えば我々コミュニティ総務課だけでない部署に入ることもございますので、そこは想定し得る部署とも連携しながら、適切にご案内ができるようにということで、横のつながりを図ってまいりたいと思います。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。

○のざわ委員 今の関連なんですけども、現金だけの地元のご商売の方は多いと思うんですが、そこは使えないと思いますので、一文、そういうところはお使いになれませんかというご記入も案内文に必要なと思うんですが、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 送付するご案内の中で、もちろんカード形式ということではございますが、改めて現金のみの店舗では使えないということ、この文言もしっかりと入れた上で、周知を図ってまいりたいと思います。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑は大丈夫ですか。

○永田委員 事務費は入札でかなり抑えられたと聞いて、3割切っているというのは適正だと思いますが、この事務費の中にコールセンター・発送業務とある中で、カードの発行だったりとかシステムの使用料みたいな、そんな、そこはこの中に入っているんでしょうか。それで、その金額を教えてください。

○清水コミュニティ政策担当課長 今回、入札の結果、明らかになりました事務費の中には、カードを発送する発送準備の作業、そして発送代そのもの、そしてコールセンター、こういったものが含まれておりますが、事務に係るもう経費一切ということがここに含まれております。永田委員にご指摘いただいたその内容につきましても、その中に入っております。

○永田委員 カード発行と、そういうシステムの使用料みたいなのも、概算でいいのでお願いします。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。カードの発行代金とシステムの稼働料、これも中には入っております。

カードの、利用のカードを1枚作るのに幾らかかるかというところが、すみません、ちょっと今お調べする必要がございます。ただ、おおむね1枚当たり100円前後という内容であったかと思うんですけれども、それぐらいの規模感でのカード発行料というものを見込んでおります。ただ、それが見積りの、入札する前段階の我々が組み立てた中での単価がそのぐらいのもので、今回開札をして出た金額の中で、具体的にカード1枚当たりの発行代金というのが、申し訳ございません、まだちょっとそこは精査が必

要ということです。ただ、いずれにしても、それよりも安くなるという単価であることは間違いないと考えております。

○永田委員 事務費が入札でかなり安く抑えられ、5,000万以上安く抑えられたということで、その、そこまで差があるということに少し懸念というか心配もあるんですが、その点についてお聞かせください。

○清水コミュニティ政策担当課長 今回、入札の結果、金額が大幅に圧縮された原因ですけれども、もちろん入札という原理の中で、今回様々な事業者さんが入ってこられて競争が働いたという側面はあるかと思えます。ただ、最も下がった要因として考えられるのは、配送代そのもの、郵送代というふうに考えております。今回、手法としてゆうパック、金券が送れる手法ですので、ゆうパックという手法を取っております。書留ではなく、ゆうパックで、これは一般的に利用すると、一般の方だと1通当たり800円から900円ぐらいの金額で展開されているサービスなのですが、これはいろんな事業者が郵便局とそれぞれ個別に事業者用の契約を、形態を取っていて、入札によって価格に競争性が生まれるということが分かってまいりました。ですので、一般の方が800円から900円の規模で郵送するものに対して、事業者によってはそれが、単価が大幅に下がるということもございましたので、今回それで、掛ける7万という郵送代ですので、その郵送単価が下がったことが事業費の事務費の大幅な圧縮につながったものと考えております。

○永田委員 はい。結構です。

○岩佐委員長 ほかに質疑は。

○林委員 ちょっと幾つか確認で、一つが、今までのやり取りでもありました、区内事業者ですよね。いろんな物価高騰でも経済って回さなくちゃいけないんで、このクレジットカードが使えない店舗というのは幾つぐらいだと把握されているのか。

2点目が、これ、いろいろ予算のとき、また郵送が今ゆうパックで安くなるという話ですけれども、世帯単位で送られるのか、個人単位なのかというところ。

最後が、使った後、千代田区内で使用したのか、区外で使用したのか、店舗ごとに分類で、コンビニでも区民の方がフランチャイズで経営されているコンビニもあったりするんで、どこまでこういった給付のお金というのを、事後的に、管理というか、区のほうで情報把握ができるようになっているのか、お答えください。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいま林委員からご質問いただきました中で、まずクレジットカードが使えない、現金のみの店舗の数、規模感でございますけれども、この点は、申し訳ございません、数として今のところ押さえて、持っているものはございません。

2点目のゆうパックでございますが、これは今回は世帯に届くものではありませんけれども、単位としては個人単位でございます。4人家族であれば、一つの世帯に封筒が四つ届くというもので、お一人お一人単位で配送するものでございます。

最後、この使われ方、区内、区外、こういったものはどういうふうに把握がということでございますけれども、まずデータが集まってくる、購買されたデータが月ごとに、イメージとしては事業が始まってから毎月、月ごとに事業者からレポートという形で入ってくることを想定しております。そこでは具体的に、千代田区内で使われたか、区外店舗で使われたか、それも分かるようにはなっております。要は使われた店舗名、これが一覧、羅

列して出てきて、区内、区外の別というものも分類、チャートという形で分析することができますので、まずは月ごとにその動向は分かります。最終的に使われたもののうち、区内が何%、区外が何%、こういった集計も取れるというふうに考えております。

○林委員 一つが、世帯で送られると、子どもは当然親が使ってしまうのかもしれないですけど、そこは本人が使ったのか、誰が使ったのかというのは、じゃあ追跡はできないという受け止め。

もう一つが、クレジットカードを使えないところの店舗というのは、これ、結構区の行政の様々な活動で、多分、非常に協力的なところほどクレジットカードの端末がないところも多いのかもしれないんで、この現状把握というのは、この事業を通じてやっていけるのかどうかです。

最後は、結局、区内、区外とか、レポートが来ました。使用が来ました。それを踏まえて、区としては予算を費やした形で、何を最終的に目標値として到達点として考えられているのか。値段が高いから、5,000円を1人に配ったよと。その後で事務もかけ、お金もかけやっているんで、得られるものというのは行政として何を目指しているのか、お答えください。

○清水コミュニティ政策担当課長 この事業を通じまして、おっしゃるとおりクレジットカードが使えない店舗、事業者というものは、ダイレクトにこのカードでの売上げが立たないということをご指摘のとおりでございます。その中で、やはりカード形式であればやはりそうなってしまいますので、それによって影響を受けられる方がどの程度いらっしゃるのか、また、そういった方々からのお声というのがどのようなものがあるかというところは、これからこの事業を進めていく中で、様々トライ・アンド・エラーしながら検証もしてまいります。また、町会や商店街連合会、こういったところへのご説明や意見交換というのもさせていただき予定ですので、適宜そういったところのお声も頂きながら、また、事業者、どのぐらい規模感としていらっしゃるか、こういったところも少し調べながら、この事業というのは進ませてまいりたいと思っております。

次に、データを収集したものを最終的にどういう形にしていきたいのか、何を求めてこのデータを集めるのかということでございますけれども、まず一義的には、この物価高騰対策事業が有効であったのかどうかというものを、まず測りたいと思っております。要はこの使われたものが消費されていくさまが月ごとにレポートという形で出てまいります。そうすると、思いのほか使われていないのか、給付されてからどんどんどんどん使われているのか、まずこの実際に給付された金額のインパクトですね、そこがあることで区民の皆様の一定の反応があるということは、やはりこの事業はしっかりと使われている。そして区内事業者にも売上げとして回っている。それがひいては税収として還元されるものになっているということで、この事業としての検証に生かしていきたいと思っております。

ただ、一方で、地域振興部だけでなく、要は年代ですとか性別ですとか、そういったクロスを考えていく中で、どのように使われているのかというところは深く分析したいというふうにも思っておりますので、ここは全庁的にこのデータを、例えば子育て施策にヒントがあるのではないかと、高齢者施策のほうでヒントがあるのではないかと、こういった目線で使える可能性があるように、その可能性を最大限生かせるように、このデータの利活用方法というものも全庁的に議論してまいりたいと、そういう将来像で今のところは想定し

ております。

○林委員 ちょっとお答えにならない。要は、うちもまとめて来ます、子どもの分も。これを何に使うかという、まとめて子どもの靴を買うとか、学校で使う筆、習字のやつはカード、現金だから使えないとか、様々出てくると思うんですよね。この物価高騰にどの分野に寄与したのかというのが分かる、個別に使うと。5,000円一気に使い切るんじゃないで、少しずつ使えば、日用のものなんだとか、大きく何枚かまとめて使えば、これは大きなものなんだとか、そういったものを把握するためなんですか。全般的にどこを目指しているのかというのがなかなかちょっと分かりづらいんで、やる前に示していただいて、事後で、この目標があったんだけど実際には使ったのは違ったよとかという形が示されれば、なるほどねという形になるんで、お答えください。

○清水コミュニティ政策担当課長 この物価高騰事業のこのデータを見ながら、何を見据えて、結果としてそれがそのとおりだったのか違ったのかということですけども、やはり物価高騰によって、日常の日用品を買うこと自体が負担感が大きいという想定の下でこの事業を行いますので、やはり金額としては小規模に何回か分けて使われている、そういったさまが見られるのかなというふうにも思っておりますし、また、区内でコンビニエンスストア、スーパーマーケット、こういったところで大半が使われるのではないかなというものを考えております。ただ、学用品ですとか、具体的なお子さんのものとか、具体の品目まで追えるかということ、使われた店舗と場所と時期、店舗という形でしか出ませんので、そこは具体的にどんなものに使われましたかというのは、ちょっと補足的に参加任意で行うアンケートでもってさらに情報を頂きたいと、そういう収集をする仕組みでやってまいりたいと思っております。

そういったところから、とにかくあまり区内ではなく区外で使われているですとか、レジャーとか、そういった観点で使われているという、そういったインパクトがあるようだと、ちょっと我々の想定とは異なった動きということでの、今後の検討というのもあるかなと思います。

○岩佐委員長 データ収集自体は目的ではないかもしれないけど、わざわざカードにするんだから、その過程で何らかのしっかり目的を持って収集していただきたいということだと思うんですよね。予算の審査のときにも相当それがご指摘になったので、ちょっと安易に、何というのかな、データをただただ集めたところで、使わないで、ためておく話でもないと思うんですけども――あ、田中委員、質疑されますか。

田中委員、お願いします。

○田中委員 手短かに確認させていただきたいと思いますが、この信販会社が発行するプリペイド型ギフトカードということなんですけど、有効期限などはあるんでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 有効期限の設定がございまして、今から2年後、令和9年12月31日までの有効期間という、そういった商品を想定しております。

○田中委員 承知しました。

こちらは一般のクレジットカードと遜色なく使用できるということでしょうか。例えば公共料金だとか郵便局だとか、そういうところはどうでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 原則は、となつてまいります。クレジットカードと同様に使えるんですけども、この「原則は」と申しましたのは、例外がございまして、例

えば継続的に、この登録をして継続的に引き落としされる公共料金、こういったものは利用の対象外となっております。要は5,000円に到達してその先がエラーになってしまうというので、まず、そもそも公共料金の設定には使えないということがございます。あともう一つは、代表的なところで言いますと、ガソリンスタンド、セルフ式のガソリンスタンド、これは先にクレジットカードを通して、給油した後に金額が確定するというものですので、金額が少ない状態でガソリンを多く入れてしまった場合にそごが生じるということから、要は事前に通した後での精算という形態は使えないというものはございます。ただ、これは例外でありまして、一般的な使い方としてはクレジットカード同等でございます。

ただ、留意点として、最近ほとんどのやり方であるタッチですとか差し込みというやり方が、ICカードが搭載されていませんので、どうしても機械にスライドして使ってくださいという、その留意点がございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに質疑は大丈夫ですか。

○のざわ委員 先ほど現金お取引のお店は使えないということで、私もそういうふうに思っていたんですけども、ちょっと例えば現金お取引のところ、8,000円で5,000円プリペイドを渡して、3,000円現金を渡して、その現金お取引の人がカード会社に持っていったら換金してもらえるとかと、そういうことってできる。できるんだったら、そうすると、現金お取引のお店もこの制度を享受していただけるのかなと思ったりして、何かやり方はないのかなと思って、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。のざわ委員ご指摘の使い方につきましては、ごめんなさい、まだそういった方法が理論上可能かどうかというところは確認はできておりません。原則、この5,000円のカードというのは、そのカードのみを使ってのお支払いということで、これも原則にはなるのですが、足りない分を現金とかほかのカードというのが原則はできない。お店によってはそういった取扱いをしてくれるところはありますけれども、基本はカード単独で使うという立てつけがございますので、頂いたご意見も今後は参考にしながらではありますが、現金しか取り扱っていない事業者の中で、その条件の中でこのカードが使える方法があるのかどうかというところは研究を図ってまいりたいと思います。現時点では、申し訳ございません、ちょっと難しいかなというところでございます。

○のざわ委員 どうぞよろしく願いいたします。

○岩佐委員長 はやお委員。副委員長。

○はやお副委員長 やっぱり一番気になるところが基準日なんですね。3月17日ということにしたということで、これは先ほど秋谷委員のほうからも話がありましたとおり、様々な議論があったと。あと、何かというと、実態論として、出入りが入るから、4月1日より、逆に言うと安定した6月がいいんじゃないかと、こういうことも話があった。でも、一応理屈として決めていることなんですけれども、可及的速やかに事務を執行するとかという目的の下に、ということをきちっと明確に言わないと、えっ、じゃあ17日じゃなくて4月1日だっていいじゃないという話になるから、そののころは何なのかを確

認りたいことと。

やっぱり、我々区民代表として、何かといったら、本当に適時適切に区民の方々にこのメリットを享受していただくということだから、これを、今回はもうこのところで当初予算も決まっていることですから、粛々と執行していただいて結構だと思うんですけども、ただ、今後のこととして、この基準日の違いによってどうかということの検証ができるように決算までにはしておいていただかないと、やはりこれは、早くやるからということで取りあえず我々議会としては認めているけれども、本来、実態論として、少し時間をかけてでもいいから、適時適切に区民のほうに行き渡るようにするべきだという意見が当初予算だったから。じゃあ、そのところをお答えください。

○清水コミュニティ政策担当課長 今回定めさせていただきました基準日につきましては、おっしゃるとおり、予算委員会でも様々なご指摘、ご議論を頂きながらここに至っております。その中で、迅速な事務執行、はやお副委員長がおっしゃるとおりで、迅速な執行という観点は確かにございました。それで、迅速に制度設計をして区民の皆様にお届けをするという視点の中で、3月中の日付をということで進ませていただいております。

一方で、この補正予算を可決いただいたことで、この執行機関がこの事業を進むことができる節目の日にちということでございます。区民代表の議会の皆様のご議決を頂いたその日、3月17日、まさにその日に住民台帳に記録されている方々を対象とするということが現時点ではありますが、行政として、なぜその日にしたのかというのを問われたときに、一定の透明性を持って説明できる日付というふうに考えて、この日付にしたものでございます。

ただ、一方、人口の動態、流入、転入転出がある中で、適時適切に区民の皆様にお届けをするという観点というところだと、やはりこの基準日、今申し上げた考え方ではございますけれども、それがより一層適時適切な方法という意味では、別な議論もあるのではないかと。そういうことも、今後、基準日を定めていく様々事業はございますけれども、意識をして、政策立案をする上では対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。ほかに質疑は、大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、物価高騰対策区民の暮らし支援事業についての質疑は終了いたします。

次に、（2）産業コミュニティ成長促進事業（千代田Co-Creation Challenge）について、理事者からの説明を求めます。

○松本産業企画担当課長 それでは、地域振興部の資料2番に基づきまして、産業コミュニティ成長促進事業（千代田Co-Creation Challenge）の実施につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

まず資料の説明の前に、本事業の位置づけになりますけれども、令和5年度から千代田カルチャー×テックという産業コミュニティを立ち上げておりまして、主にスタートアップ

プ支援に重点を置いて事業を実施してまいりました。今年度につきましては、このスタートアップ支援に加えまして、この千代田カルチャー×テックの枠組み、これを活用しまして、地域産業の担い手であります区内中小企業の皆様への支援ということで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そうしましたら、資料の項目の1番、事業の目的のところをご覧ください。今ご紹介しましたとおり、地域産業の担い手であります区内中小企業の課題解決、これを実現するために、オープンイノベーションの手法を活用した共創と協働による新たな価値の創出、こちらを目指す事業というふうになってございます。

2番の事業の概要でございますが、(1)番、事業名「千代田Co-Creation Challenge」とさせていただきます。このCo-Creationの意味でございますけれども、共に創造する、共創という意味でございます。

(2)番の概要でございますけれども、区内中小企業のうち、現業におきまして課題を感じているものの、なかなか独力では解決が難しく、解決に至っていないような事業者の皆様、こちらの方を課題提示者として募集を行いまして、これの課題解決のリソースを提供できるパートナー事業者、これとのマッチングを行うということと、併せて共創に関する伴走支援、こちらを実施してまいります。これによりまして、まず短期的には課題解決者に対するご支援ということでもありますけれども、長期的にはこれらの取組を横展開させていただいて、域内全体の産業振興でありますとか、あと地域の活力向上、ひいてはこのまちのにぎわい創出といったようなことにつながることを期待して実施していききたいというふうに思っております。

(3)番、支援対象者でございますけれども、支援対象者につきましては、区内中小企業の方、3者程度を想定させていただきます。補足に書かせていただいておりますけれども、パートナー事業者につきましては、千代田カルチャー×テックに、今、約200名超の方にご登録いただいておりますけれども、こういったメンバーを中心にしまして、区内外の事業者でありますとか、あとは関係機関のほうから幅広く募集をしてまいりたいというふうに思っております。

4番のスケジュールでございます。6月10日、こちらに本事業のキックオフイベントの開催を予定しております、ここから課題提示者の募集を開始したいと思っております。別紙のほうでイベントのチラシをおつけしております、本イベントにおきましては、そもそもこの事業の概要の説明のほか、共創パートナーの方も呼びしております、イノベーション創出の経験豊富な企業でございますので、こういった方々の取組のお話でありますとかパネルディスカッション、それから個別の事前相談会なども実施してまいりたいというふうに思っております。

資料戻りまして、7月から9月の部分でございますけれども、こちらのほうで課題提出者の選考でありますとか、あとはパートナー事業者の方の募集・選考も行ってまいります。それから、2ページ目のほうに移りますけれども、併せて課題提示者とパートナー事業者とのマッチング、こういったことも取り組んでまいります。10月以降、本格的な事業としまして、共創の取組ということで、それについての伴走支援も行っていくということでございます。最後、年度末になりますけれども、この事業の成果報告会をしっかりと行って、事業のPR、横展開も図っていききたいというふうに考えてございます。

ご報告としては以上になります。

○岩佐委員長 はい。説明が終わりまりましたので、質疑を受けます。

○米田委員 産業コミュニティ成長事業ということで、これまでスタートアップ中心にやられてきたと思っております。今年に入っても2月なんかにはやられていたと思うんですけど、それも盛況だと聞いております。今年度は共創と協働という形で説明いただきました。

で、このまず3者となっているんですけど、募集、これは結構人気があって、何で3者なのかなと。あと、募集してみないと分からないですけど、もうちょっと、せっかく盛り上がってきていますので、間口を広げてもいいのかなとは思っているんですけど、その辺のところをお聞かせいただけますか。

○松本産業企画担当課長 予算のまず関係がございまして、今年度は事業の立ち上げということでございますので、まずはこのホームページを作ったりとか、環境整備にはかなり予算を使わせていただいております。この後、伴走支援につきましても、専属メンターという形でしっかりと企業さんの課題を明確化にするでありますとか、そのパートナー企業の選定であるとか、かなりハンズオンでしっかりと寄り添ったご支援をしておりますので、数多くの企業さんに今すぐできるかということ、ちょっと難しいかなという状況でございます。なので、今年度につきましては3者程度実施させていただきつつ、来年度につきましても引き続き事業の拡大も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○米田委員 さっき課長の説明でも、この伴走体制、これはかなり濃密にやられているなと思っております。で、パートナーも慎重に選ぶと、今書いていただいております。これ、200者あると。それなりの企業の方とかいろんな方がいらっしゃるといっても聞いております。共創も協働も、これ、やっぱり、肝は資金面、あと人材面。あと怖いのは情報の漏えい。こういったところの懸念もあると思います。こういったところをしっかりと200者の中からどのようにマッチングしていくかという選定方法もお聞かせいただけますか。

○松本産業企画担当課長 ありがとうございます。パートナー企業の選定の方法ということでございますが、まずは課題提示者の方の課題をしっかりと伺いして、ここを明確化、明文化していくということが第一のステップというふうに考えてございます。その課題を解決できるような事業者様、それは技術的なものでありますとか人材的なものでありますとか資金的なものであるとか、いろいろとございますけれども、そこでできる方をカルチャー×テックに限らず幅広く選定してまいりたいと思っておりますし、その辺は委託事業者の知見もうまく利用しながら、はめていきたいなというふうには思っているところでございます。これでよろしいですか。

○米田委員 はい。こういった中小企業を大きくしたいとか、いらっしゃる方は結構いらっしゃいます。課長の答弁でもありましたけど、いろんなパートナーの方が事業者とマッチングした後も伴走的支援をしていくということになったんですけど、資金面においての関係で言うと、商工観光課で融資もございます。また、融資の中で、今日は銀行の名前は言わないですけど、そういった詳しい方々もいらっしゃいます。このことによってこの発明ができて、こういうふうに成長したというのが、今年度末の3月の発表かなと思います。これ、成功すると、来年度やると言っていますけど、どうなるか分からないんですけど、こ

ういったことが一つのビジネスモデルになって、千代田の財産になると思っております。こういう取組は本当に本腰を入れてやらないと、タニマチではないですから、ここが僕は一番大事だと思っているんですけど、最後、どのように最後やっていくかというのをお聞かせ、もう一度お願いします。

○松本産業企画担当課長 激励のほうをありがとうございます。なかなかすぐに成果が出るものなのかということもございますので、まず今年度、限られた期間でしっかりできることをやっていきたいというふうに思っております。併せて資金的な面でも、金融機関の方でありますとかベンチャーキャピタルの方とか、多くの機関の方にカルチャー×テックにご参加いただいておりますので、そういった専門的なご知見をお持ちの方のアドバイスもしっかり頂きながら、事業を進めていくということが大事ななというふうに思っております。2月から3月の頭ぐらいに成果報告会という形で、この半年ぐらいかと思うんですけども、その成果はしっかりとお示しをしていく、何をやったんだということ、どんな成果があったんだということ、これはやっぱり出していくことが大事かと思っております。

なかなか限られた予算の中で、ご支援できる企業の本数は本当にごく僅かでございますので、その限られた方々だけではなく、それをどう周りの方に展開できるのかというのも一つの大きな成果かと思っておりますので、この辺もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにご質疑はございますか。

○のざわ委員 この3者の区内中小企業者の支援対象の目的というのは、売上げを大きくするのか利益を大きくするのか、それともメーカーみtainな形で、この1年間で、何というんですか、世界に出せるような技術を育成するのか、どういう業種で、この3者のどうということになったら成果ということを目標にしてご選定されるのかなというのは、いかがでしょうか。

○松本産業企画担当課長 ご質問ありがとうございます。まず、企業によって課題は様々かと思っております、それが製品とかサービスの開発なのか、それともプロセスなり業務のやり方の効率化なのか、いろいろあるかと思っております。それが売上げに直接直結するもの、それからコスト削減につながるもの、いろんな考え方がございますので、そこはもう幅広く課題のほうをお伺いして、その課題を確定して、その課題に、課題解決につながるようなものをしっかり選定していくということで、成果のほうにもつなげていくということを考えてございます。

それから、支援対象となります業種につきましてですけれども、できれば千代田区として基幹産業と申します地場産業でありますような産業、例えばですけれども印刷とか出版とか、そういったところも対象になるかもしれませんので、そういった区のほうでしっかりと支援していきたいといったような産業、こちらについてもご支援できればいいかなというふうに考えてございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、産業コミュニティ成長促進事業についての質疑を終了いたします。

次に、（３）税制改正について、理事者から説明を求めます。

○齊藤税務課長 税制改正について、地域振興部資料３に基づきましてご説明をさせていただきます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布及び道路交通法の一部を改正する法律の一部施行に伴い、今般、千代田区税条例の一部改正が必要となりますため、近々予定されております第２回区議会定例会に提出させていただき予定でございます。今回はその事前の情報提供ということで、概略をご説明させていただきます。

資料の２番、改正概要をご覧ください。改正は３点でございます。

まず１点目ですが、特定親族特別控除の導入に伴う改正でございます。所得割の納税義務者について、１９歳以上２３歳未満の者を同一生計に有する場合について、親族等の合計所得額に応じて下表に示す額を控除するものでございます。

次に、２点目になりますが、身体障害者等に対する種別割の減免のマイナ免許証導入に係る改正でございます。こちらは区軽自動車税の種別割の減免申請の際、申請者の運転免許証の代わりとしてマイナ免許証を使用することを可能とする改正になります。

（３）、３点目は加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の改正でございます。こちらは、国の加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う地方たばこ税の所要の見直しでございます。加熱式たばこは、これまで重量と小売定価により紙巻きたばこの本数換算をしておりましたが、本改正により、重量のみで紙巻きたばこへの換算をする内容の改正でございます。

最後になりますが、次ページにそれぞれ施行予定日を記載しております。（３）のたばこ税の改正につきましては、国と同様に激変緩和措置を行うため、改正を２段階で実施する予定でございます。

簡潔ですが、説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。説明をありがとうございます。

こちらの案件は第２回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いします。資料要求等がありましたらお願いします。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、（３）の税制改正について、質疑を終了いたします。

次に、（４）過誤納還付金について、理事者から説明を求めます。

○齊藤税務課長 続きまして、過誤納還付金について、地域振興部資料４に基づき説明させていただきます。

過誤納還付金には現年度分と株式譲渡分がございます。そのうち、配当・株式譲渡分について、今般の確定申告等における株式譲渡等の申告状況が判明し、本年度は約２億円の配当・株式譲渡分の還付が発生する見込みとなりました。これにより、今年度における過誤納還付金の執行見込額は全体合わせて合計２億５,０００万となり、当初予算額の１億８,０００万に対し約７,０００万円の不足となる見込みです。つきましては、不足見込額を近々予定されております第２回定例会に補正予算として上程させていただき予定ござ

いまして、今回は事前の情報提供ということでご報告させていただきました。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

こちらの案件も第2回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないよう、資料要求等がありましたら、そちらだけ受け付けますけど、よろしいですか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、過誤納還付金についての質疑を終了します。

続けて、（5）東京都の防犯機器等購入緊急補助事業について、理事者からの説明を求めます。

○皆川安全生活課長 それでは、地域振興部資料5に基づきまして、東京都の防犯機器等購入緊急補助事業についてご説明させていただきたいと思っております。本件は令和7年3月25日の委員会において、取り組むことについてご報告させていただきましたが、令和7年第2回定例会に補正予算として提出する予定ですので、情報提供させていただきたいと思っております。

まず、1の背景をご覧ください。東京都において匿名・流動型犯罪グループによる凶悪な強盗事件が連続して発生したため、住民等の体感治安が悪化していると。非常に防犯意識が高まっているところになっております。東京都においてはこのような現状を鑑み、令和7年度より防犯機器等購入緊急補助事業を緊急かつ時限的な対策として実施することとなっております。この事業は都の事業ではあるんですけども、世帯単位が補助となっておりますので、区のほうで受け付け、審査、支給等の業務を行うこととなっております。

次に、2の補助対象者についてご説明させていただきます。区内に住民登録があり、その居住している世帯主又はこれに準ずるものが補助対象者になっております。

3番目の補助対象品目については、記載の品目を補助対象と考えております。

4番目の補助額についてですが、都が購入費用の2分の1を補助し、上限は2万円としております。4万円の防犯機器を購入した場合、都が2万円を補助するという仕組みになっております。区においてもこの補助額に合わせて2万円の補助の上乗せを検討させていただいております。つまり、4万円までは区民の負担なく防犯機器等を購入できるという仕組み、スキームとなっております。

この補助の形なんですけども、150世帯の申請を現在想定しておりまして、補正予算としては600万円を組ませていただきたいと思います。なぜ600万円かといいますと、一時的に全て区のほうで立て替えて区民の方にお支払いして、後に都のほうから300万円振り込まれるという形になっておりますので、区の負担としては300万円という形になっております。

5の補助対象期間についてなんですけども、来年2月27日までとしております。また、多くの方に利用していただきたいため、4月1日以降に購入されたものを遡及して補助する予定で進めております。

これまで千代田区では、区内の犯罪発生状況、治安情勢や区民の方々の防犯意識の高さから、空き巣等の侵入窃盗に有効な個人宅の補助事業は行っておりませんでした。ただ、

やはり匿名・流動型犯罪グループによる犯行というのは場所を選ばないという特徴がございますので、いつ千代田区で発生するか分かりません。区内の多くの戸建てや集合住宅は防犯カメラ等が設置されておりますし、一定程度の安全は確保されている状況ではあると思っておりますが、やはり設置されていないご自宅等がまたあるのもまた事実となっております。金銭的負担によって今まで防犯設備を設置することができなかった世帯に対して、今回4万円まで、都と区、合わせて補助させていただいて、設置の促進を進めさせていただきたいと思っております。

説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。丁寧な説明をありがとうございます。

こちらの案件も第2回の定例会の議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いします。何か資料要求とかがありましたら受け付けますけれども、いかがですか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、質疑を終了いたします。休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。先ほどの報告で、以上で地域振興部の報告事項を終わり、続けて政策経営部の報告事項に入ります。休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時29分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

それでは、政策経営部（1）西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事についてですが、（2）の西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事に係る入札状況についても関連するため、2件まとめて理事者から説明を受けます。

○佐藤施設経営課長 それでは、西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事につきまして、政策経営部資料1に基づきご報告させていただきます。

1、施設概要でございます。敷地面積、延床面積は記載のとおりでございます。構造・規模は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上25階、塔屋2階、地下2階建てでございます。竣工は平成11年10月28日で、築25年余りが経過しております。施設の用途でございますが、地階に駐車場と駐輪場、1階、2階に西神田保育園、3階から5階に西神田児童センター、このうち5階部分でございますが、4階の体育室の吹き抜け部分となっております。そして、6階に機械室、7階から25階が区民住宅、区営住宅となっております。

2、工事概要でございます。低層部の1階から6階につきましては、外部足場を設置いたしまして、タイルの改修を行います。また、高層部の7階から25階につきましては、各階のバルコニーに足場を設置いたしまして、バルコニー部分の塗装、建具周りのシーリングの打ち替え等の改修工事を行います。その他建物の屋上防水の改修、保育園園庭のウッドデッキの改修、建物1階部分の外回り、外構の改修工事を行います。

3、工事工期でございますが、令和8年9月18日までの約15か月間を予定している

ところでございます。実際には保育園のほうで、園庭ですとか、あと夏はプールを使いますので、足場の設置につきましては9月以降の秋から設置というところで考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○湯浅契約課長 それでは、引き続きまして、政策経営部資料2に基づきまして、西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事に係る入札状況につきまして、ご報告をさせていただきます。本案件でございますが、第2回定例会でご審議をお願いする予定の案件につきまして、事前に情報提供させていただくものでございます。

項番1、工事場所及び内容の（1）工事場所等でございますが、工事場所は千代田区西神田2-6-2、構造、規模、敷地面積、延床面積、そして（2）の工事内容及び項番2の工事期間につきましては、先ほど施設経営課長よりご説明させていただいたとおりでございます。

項番3の契約方法でございますが、制限を付した一般競争入札による契約、こちらは単体または2者JVで入札公告を行っております。

項番4のスケジュールでございます。令和7年4月10日から4月25日まで募集し、令和7年5月1日に資格確認通知を行い、開札は令和7年6月2日を予定しております。

項番5の予定価格につきましては事後公表、項番6の最低制限価格は設定し、非公表としております。

なお、本施設の工事の情報提供につきましては、住宅課、子ども施設課など関連所管からも、文教福祉委員会及び環境まちづくり委員会へご報告いたします。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。こちらの案件も第2回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力をお願いします。資料要求等がありましたら、お願いいたします。何かございますか。質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。ありがとうございます。それでは、政策経営部（1）（2）の西神田コスモス館外壁・屋上防水等改修工事に関する質疑を終了いたします。

続けて、（3）区立内幸町ホール改修工事についてですが、（4）区立内幸町ホール改修機械設備工事等に係る入札状況については関連するため、2件まとめて理事者から説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 それでは、区立内幸町ホール改修工事につきまして、政策経営部資料3に基づきご報告させていただきます。

1、施設概要です。敷地面積と延床面積は記載のとおりでございます。構造・規模は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建てでございます。竣工は平成8年12月26日で、築28年余りが経過しております状況でございます。各階の主な用途は記載のとおりでございますが、地下1階に入り口のエントランスホール、舞台、客席がございます。

2、工事件名でございます。今回の内幸町ホール改修工事に際しまして、7件の工事を発注してございます。このうち二重丸でお示しした部分5件が議決案件でございます。

3、工事概要です。各工事の概要をお示ししてございます。一部再利用の部分もござい

ますが、基本的には舞台をはじめ、客席、トイレ、控室等の各諸室、電気、空調、給排水などを全面的に改修を行います。

改修に際しまして、施設利用者からのご要望ですとか、またそれらを踏まえた運営事業者からの要望を様々頂戴しているところでございます。

一つ、主催者、演者側の出入口、いわゆるバックヤード部分になりますけども、その出入りが、階段がございました。そのバリアフリーを強く求められているところがありましたので、バリアフリー対策として、バックヤード出入口部分に車椅子等も円滑に入れるようにスロープを新設いたします。

また、客席部分でございますが、火災時等、避難上有効な通路を壁際に確保するといったところと、座席の幅を広げて全体的なレイアウトの変更を図りました。これによりまして、座席数は現状の188席から170席となります。

また、客席の後ろの部分、ほぼ利用されていないような状況がありまして、有効活用を望まれているところございました。こちらにつきましては、親子室というような形で、観覧の際に小さなお子様が騒いだり大きな声を出したときにはちょっとそこへ入っていただくとか、そういうようなところでやっていたんですけども、ほぼ利用がないというところございました。施設利用者の方から非常に要望が多かった、演者側の実際に演じている部分のところに対するネット配信ですとか録画、そういった機材を置けるスペースというご要望がございましたので、そういったスペースとして活用していくというところでございます。

4、工事工期でございます。令和8年11月30日までの約17か月間を予定しておるところでございます。

ご報告は以上です。

○湯浅契約課長 引き続きまして、区立内幸町ホール改修機械設備工事等に係る入札状況につきまして、政策経営部資料4に基づきましてご説明をさせていただきます。本件も第2回定例会でご審議をお願いする予定の案件につきまして、事前に情報提供させていただくものでございます。

項番1、工事場所及び内容の（1）の工事場所等でございますが、工事場所は千代田区内幸町1-5-1、構造、規模、敷地面積、延床面積、そして（2）の工事内容及び項番2の工事期間につきましては、先ほど施設経営課長よりご説明させていただいたとおりでございます。

項番3の契約方法でございますが、制限を付した一般競争入札による契約、こちらは単体または2者JVで入札公告を行っております。

項番4のスケジュールでございます。令和7年4月10日から4月25日まで募集し、令和7年5月1日に資格確認通知を行い、開札は令和7年5月30日を予定しております。

項番5の予定価格につきましては、事前公表としており、機械設備工事が3億2,227万8,000円、舞台照明設備工事が2億7,600万1,000円、舞台音響設備工事が2億6,151万1,000円、電気設備工事が1億7,958万6,000円でございます。

項番6の最低制限価格は設定し、非公表としております。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。説明が終わりました。ありがとうございます。

こちらの案件も第2回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようにご協力をお願いします。質疑と資料要求がありましたら、お願いします。特にございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。ありがとうございます——あ、失礼いたしました。副委員長。

○はやお副委員長 入札との関係ではないんですけども、一応レイアウトだとか、こういうふうにスロープをするよとかといったときの、何か図面が分かるようなものがあれば、より議案審査が深まると思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤施設経営課長 既存の図面と改修後の図面、レイアウトですね、そういったものをご用意させていただきます。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。よろしくをお願いします。

ほかに何か質疑、そして資料はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、政策経営部（3）（4）の区立内幸町ホール改修工事に関する質疑を終了いたします。

続けて、（5）災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、理事者から説明を求めます。

○湯浅契約課長 災害対策用備蓄物資（食料）の購入につきまして、政策経営部資料5に基づきましてご説明させていただきます。本件も第2回定例会で審議をお願いする予定の案件でございまして、事前に情報提供させていただくものでございます。

項番1の購入品目でございます。アルファ化米5万7,600食、アルファ化米（白がゆ）3,600食、ライスクッキー13万9,200食、主食（魚）1万7,950食。失礼いたしました。主菜でございます。主菜（野菜）8,950食、主菜（牛肉）1万4,328食でございます。

次に、項番2の納入場所でございますが、区が指定する箇所とし、項番3の納入期限は令和8年2月27日と設定しております。

項番4の契約方法は、公募制指名競争入札による契約。

項番5のスケジュールは、令和7年5月14日から5月20日まで募集し、令和7年5月21日に資格確認通知を行い、開札は令和7年6月2日を予定しております。

最後に、項番6の予定価格でございますが、事後公表としております。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

こちらの案件も第2回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようにご協力の上、質疑もしくは議案審査のために必要な資料等がありましたら、お願いします。何かありますか。

○はやお副委員長 これ、毎回、議案審査をする際に、こういう備蓄物資についてはどういうふうにローテしているのかという内容が、させていただきだから、この量についての適正性を確認していますので、その辺の資料をお願いしたいですけど、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 ご用意させていただきますので、よろしく願いいたし

ます。

○岩佐委員長 よろしくお願ひします。

ほかに何かございますか。はい。なさそうなので。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（５）災害対策用備蓄物資（食料）の購入についての質疑を終了いたします。

次に、（６）議場会議システム及びＡＶ機器の購入について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 議場会議システム及びＡＶ機器の購入につきまして、政策経営部資料６に基づきましてご説明をさせていただきます。本件も第２回定例会でご審議をお願いする予定の案件でございます。事前に情報提供させていただくものでございます。

項番１の購入品目でございます。品目、操作卓は、こちら機器等の記載のとおりとなっております。こちらを一式。品目、会議用ラック、こちらを一式。カメラ、こちらの機器等の内容を４セット。品目、ディスプレイ、こちらは機器等の内容のものを４セット。スピーカー及び映像設備機器、機器等に記載のものを一式。議場マイク関連設備機器、機器等に記載のものを一式購入する予定でございます。

次に、項番２の納入場所でございますが、区が指定する箇所とし、項番３の納入期限は令和７年７月３１日と設定しております。

項番４の契約方法でございますが、公募制指名競争入札による契約で実施しております。

最後に、項番５の入札結果でございますが、開札は４月２５日に行いまして、落札者は東京都千代田区東神田一丁目７番８号、株式会社東和エンジニアリング、代表取締役、新倉恵里子、落札金額は消費税込みで５,０６０万円でございます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ご説明ありがとうございます。

こちらの案件も第２回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようにご協力をお願いします。資料要求等、質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですか。ありがとうございます。それでは、（６）議場会議システム及びＡＶ機器の購入についての質疑を終了いたします。

次に、（７）職員の勤務時間、休暇、休業制度の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○中根人事課長 それでは、政策経営部資料７をご覧ください。職員の勤務時間、休暇、休業制度の見直しについてでございます。ご説明する内容につきましては、第２回定例会への提案を予定している案件の概要を説明するものでございます。

まず、趣旨でございますが、ここにありますとおり、二つの法律改正が行われまして、施行が今年の１０月１日となっております。それに伴いまして、仕事と育児の両立を支援する観点から、概要のところに記載している３点につきまして整備するものでございまして、そのための規定を整える必要がございます。その整える規定の条例が、３番のところに書いてありますとおり、この二つの条例の改正が必要となるものでございます。７年１０月１日の施行を予定している案件でございます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ご説明をありがとうございます。

こちらの案件も第2回定例会の議案になる予定です。事前審査にならないような範囲内で、質疑と資料要求等がありましたら、お願いします。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、（7）職員の勤務時間、休暇、休業制度の見直しについての質疑を終了いたします。

続けて、（8）富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期等について、理事者からの説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、富士見二丁目の広場の閉鎖時期の延期等について、政策経営部資料8に基づきご報告させていただきます。富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況につきましては、本年2月17日の当委員会でご報告させていただきましたが、その後、再開発組合との協議を行う中で、広場の閉鎖時期と再開発ビルへの入居施設の検討状況に変更がありましたので、ご報告させていただきます。

それでは、資料をご覧ください。まず項番1、富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期についてです。前回、2月17日のご報告では、富士見二丁目広場の閉鎖時期について、再開発事業の施行に伴い、令和7年6月2日付で閉鎖する旨のご報告をいたしましたが、組合側から、解体工事の工事工程の見直しなどにより、広場の工事着手が7月末まで2か月延期になるとの話がありました。区といたしましても、子どもたちが遊べる貴重な広場ですので、少しでも長く広場を開放したいと考えており、広場利用者等の安全性を確認した上で、（2）にあるとおり、閉鎖日を8月1日金曜日まで延期することといたしました。

周知につきましては、既に閉鎖時期を6月2日と周知しておりましたので、広場掲示やホームページ、SNS等で改めて閉鎖時期を8月1日に延期したことを周知しております。なお、広報誌につきましては、事後になってしまいますが、6月5日号に掲載する予定となっております。併せて出張所を通じて町会長会議で周知し、子ども部に校長会等の周知を依頼しているところでございます。

次に、項番2の保留床の取得についてです。前回の当委員会でご報告させていただきましたが、保留床については、金額や取得できるかどうかといった点も含めて、組合から詳細の明示はない中ではあるものの、再開発スケジュールを見据えて、児童・家庭支援センターや区の児童福祉施設等の課題解決に資する用途での活用候補地として検討を行っている旨のご報告をさせていただきました。区といたしましては、なかなか土地取得のできない本区の特性を踏まえて、この保留床も含めた床の取得を目指して協議を進めてまいりましたが、今回の富士見二丁目再開発においては、保留床は事業者により運用されるとの意向が示されたため、保留床の取得を見据えた検討は終了することになりました。

最後に、項番3の経緯と今後の予定になりますが、こちらは前回の報告から変更はなく、今後、令和7年度に権利変換計画の認可、令和8年度に工事着工、令和11年度に竣工といった予定と聞いております。

今回は前回の報告から状況に変化があったためご説明させていただきましたが、今後また状況等に変化があり、ご説明が必要となった際には、適宜ご報告させていただきたいと

いうふうに考えております。

ご報告は以上になります。

○岩佐委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。ないですか。副委員長。

○はやお副委員長 このところの個別の話ではないんですが、今後、今日は議論するつもりはないんですけども、例えばまちづくりのほうとは関係ないんですが、どういう庁内での決裁をされているのか。都市計画決定というのはいつも枠取りだよ。でも、枠を決めるに際しては、中身をどういうふうにするの、そういうものというのはやっぱりある程度キャッチボールのところがあるとは思いますが、まちづくりは以前、前半入っていましたところで、枠です、枠です。でも決まってしまうたら、もう形が決まっちゃっているということが往々にしてあるので、やはり議会と、そして行政側のほうとしてのその辺の進め方、今回は保留床ということで、当初はそれを使ってやっていきたいということだったけれども、事業のほうから、相手側のほうから、開発のほうの組合のほうから、それはもう保留床を使うよということになったと。これによって、我々のほうとして考えていた地域の対応というものが、いろいろと様々な課題が出てきてしまうと思うので、この進め方というものをどういうふうに、今、庁内では整理していくように考えているのか。いや、もうこういうふうにやっていますよということであれば、そこの意思決定過程みたいなルールのあれを明確に説明していただきたいと思う。今日はいいですので、その辺のところはいかがかお答えいただきたいと。

○小林財産管理担当課長 再開発におけるまちづくりの役割分担、あるいは意思決定の在り方という点かと思えます。再開発の総合調整者としての役割というのはまちづくり担当が担うということのご承知のとおりかと思えます。地権者としての区としては政策経営部、我々財産管理担当が担うということになりますので、入居、機能ですかね、そういったものを決定する際には政策経営部が調整役となって、区有地等活用検討会、庁内の会議体がありますので、そういったところで用途などを検討しているとか、そういった意思決定過程になっているかと思えます。

今回の富士見の再開発もそうですが、検討、再開発の進捗に応じて、適宜委員会にもご報告させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 我々が、千代田区が地権者じゃないところはまだいいですよ。地権者であるというふうになったときに、その財産というのは区民のものなわけですね。それを有効活用していくといったときに、どういうふうに機能を最適に、最適解として、全体最適として千代田区全体としては考えるかという、その辺のところの整理の仕方。

あと結局は、後になってやったら、部分最適というか、もう相手に主導を取られた形で、そしてまた所管のほうとの確認といったら、多岐にわたって非常に大変だと思うんですよ、庁内調整というのが。そこはつくっていただかないといけないと思っているし、特に千代田区が持っている地権のところ、当然のごとく外神田一丁目並びに今回は九段のところだとか、今回はこの富士見だとかということがあろうと思うんです。その辺のところをもう一度、今の答弁、じゃあ、今までもやってきました、今後もやっていきますという答弁のつもりで質問したわけじゃないので、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 ご指摘の点は、特に区有地の入っている再開発事業に関するも

のかと思います。ちょっと先ほどのご答弁と一部重なってしまうところがあるかもしれませんが、再開発の区有地が含まれる再開発、当初からまちづくり担当とは意見交換というのは進めているところです。これはまちづくり担当と政策経営部のほうで場を持って、そういう会議を――打合せですかね、をしているところです。全庁的な機能を決める段になっては、区有地等活用検討会というところで全庁的な議論をして、用途等を検討しているところになります。こういったところは明確に切り分けというのが今現在できているところではありませんので、今後そういったところも整理しながら進めたいというふうに考えていますので、そういった整理ができるようになった段階、その考え方というのも当委員会で示しながら進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○はやお副委員長 分かりました。これ以上やらないんですけども、やっぱりじゃあ現在の意思形成過程をフローみたいな形で、いや、一応、ラフでいいんですけど、こういうふうにやっていますよというのを、やっぱり議論するに当たって現在がどうかということは、今度何らかの、急ぐわけではないけれども、その辺のほうの報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 先ほど申し上げたまちづくり担当と政策経営部の打合せの中で、そういった議論もしているところですので、整理が一定程度できた段階で委員会のほうにもお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。よろしく願いします。よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。ほかに、この富士見二丁目広場についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期等について質疑を終了し、日程3、報告事項を終了します。

日程4、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

執行機関から何かございますか。

○高橋商工観光課長 それでは、その他といたしまして、商工観光課より、本年度の皇居千鳥ヶ淵灯ろう流しの実施につきまして、口頭で報告申し上げます。

区と観光協会は今年も7月30日水曜日と31日木曜日の2日間、いずれも午後7時から千鳥ヶ淵で灯ろう流しを開催させていただきます。基本的な実施内容は昨年と同様であることを前提に準備を進めておりまして、区民の皆様には、広報千代田6月5日号でこの申込み開始をお知らせいたしまして、同日から観光協会の特設ウェブページで申込み受付を開始したいと考えております。

昨年は初めて北の丸公園との連携を実現したところでございますが、今年度もご協力いただけないか、現在、調整を進めているところでございます。ただ、まだちょっとお答えが頂けていないというところがございますので、この辺りも含めまして、最終的な実施内容は広報千代田7月20日号で区民の皆様にお知らせさせていただこうと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。説明が終わりました。ここについて、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですか、灯ろう流し。はい。それでは、灯ろう……

○はやお副委員長 ポスト対応もしますという……

○岩佐委員長 商工観光課長。

○高橋商工観光課長 内容が決まりまして、ちょっとその決まる段階が、今のところまだ、特に北の丸公園とか外部との調整のところはまだ分かっていないんですけども、分かったところで一通り、委員の皆様にもポスト対応でお知らせさせていただきたいと思っております。

○岩佐委員長 はい。よろしいですかね。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かご報告はございますか。

○中田国際平和・男女平等人権課長 戦没者追悼式につきまして、口頭でご報告を申し上げます。

例年7月に開催をしております追悼式でございますが、今年度は7月13日の日曜日、18時半から、千鳥ヶ淵戦没者墓苑で開催をいたします。内容は、九段中等や平和使節団などの皆さんにご参加いただきながら、昨年度と変わらないものを考えております。広報につきましても例年どおりということで進めております。詳細につきましては全議員の皆様にもポスト対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩佐委員長 はい。この件について、何か質疑とかはありますか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 納涼民踊の集いにつきまして、ご説明いたします。

納涼民踊の集いは、靖国神社参道にある大村益次郎像台座に特設やぐらを設置して行う盆踊り大会です。例年同様、靖国神社のみたままつりと同時期に行います。令和7年度の実施日は7月13日日曜日から16日水曜日までの4日間で、時間はいずれの日も午後6時30分から午後8時30分までです。雨天中止ですが、小雨なら決行いたします。

本件につきましても、例年同様、広報千代田、区ホームページ、公式SNS等で周知するほか、プレスリリースも行う予定でございます。また、本件につきましても各議員ポストへ情報共有をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

納涼民踊の集いについて、何かご質疑、ご質問はありますか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。なさそうですので、それでは、本日はこの程度をもって閉会いたします。ありがとうございます。

午後0時00分閉会